

2022年度 公共建築工事品質確保技術者資格試験 募集要項

申込書受付期間：2022年6月14日（火）～8月12日（金） 当日消印有効

※試験会場の都合により、定員になり次第受付を締め切る場合がありますので
一般社団法人公共建築協会ホームページでご確認の上お申し込み下さい。

資 格 区 分：公共建築工事品質確保技術者（I）・（II）

募 集 対 象 者：公共建築工事品質確保技術者（I）

A要件 発注関係事務に関する所要の経験
B要件 品質確保に関する所要の経験

の両要件を有する者

公共建築工事品質確保技術者（II）

A要件 発注関係事務に関する所要の経験を有する者

面 接 試 験：全国10都市／(I)・(II)共通

試験地	試験日	会場
札幌市	10/15(土)	(一社)公共建築協会 北海道地区事務局 北海道札幌市北区北11条2丁目セントラル札幌北ビル
仙台市	10/29(土)	ハーネル仙台 宮城県仙台市青葉区本町2-12-7
東京都	10/1(土)	(一社)公共建築協会 東京都中央区新川1-24-8 東熱新川ビル6階
新潟市	10/8(土)	(一社)公共建築協会 北陸地区事務局 新潟県新潟市中央区学校町通2番町5293番地 学校町ビル2階
名古屋市	10/8(土)	ウインクあいち 愛知県名古屋市中村区名駅4丁目4-38
大阪市	10/22(土)	(一社)公共建築協会 近畿地区事務局 大阪府大阪市中央区内本町1-2-5 YSKビル9階
広島市	10/15(土)	RCC文化センター 広島県広島市中区橋本町5-11
高松市	10/29(土)	サン・イレブン高松 香川県高松市松福町2丁目15-24
福岡市	11/5(土)	リファレンス駅東ビル 福岡県福岡市博多区駅東1-16-14
浦添市	10/22(土)	沖縄県水産会館 沖縄県那覇市前島3丁目25番39号

新型コロナウイルス感染症対策により、試験方法について変更する場合があります。

主催・運営：一般社団法人 公共建築協会

協賛：一般財団法人 建築コスト管理システム研究所

「公共建築工事品質確保技術者資格制度」について

1. 公共建築工事品質確保技術者資格制度の背景と目的について

一般社団法人公共建築協会（以下「PBA」という。）は、2005（平成17）年4月より施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「品確法」という。）」第7条及び第21条に基づき発注関係事務を適切に実施することができる者が育成されることを目的として、「公共建築工事品質確保技術者資格制度」（民間資格）を創設し、2010（平成22）年度より運用を開始しました。

本資格制度の創設により、公共建築工事の発注機関において発注関係事務を実施する職員の資質・能力の向上が図られるとともに、公共建築工事の発注機関が発注関係事務を適切に実施することができる者を活用する際の支援となることが期待されます。

2. 公共建築工事品質確保技術者の資格及び定義

公共建築工事品質確保技術者（以下「公共建築品確技術者」という。）には、（I）及び（II）の種別を設けています。公共建築品確技術者の認定を受けるには、資格試験に合格した上で登録を行う必要があります。

公共建築品確技術者の定義は以下のとおりです。

（公共建築工事品質確保技術者の資格制度に関する要綱第3条第2項）

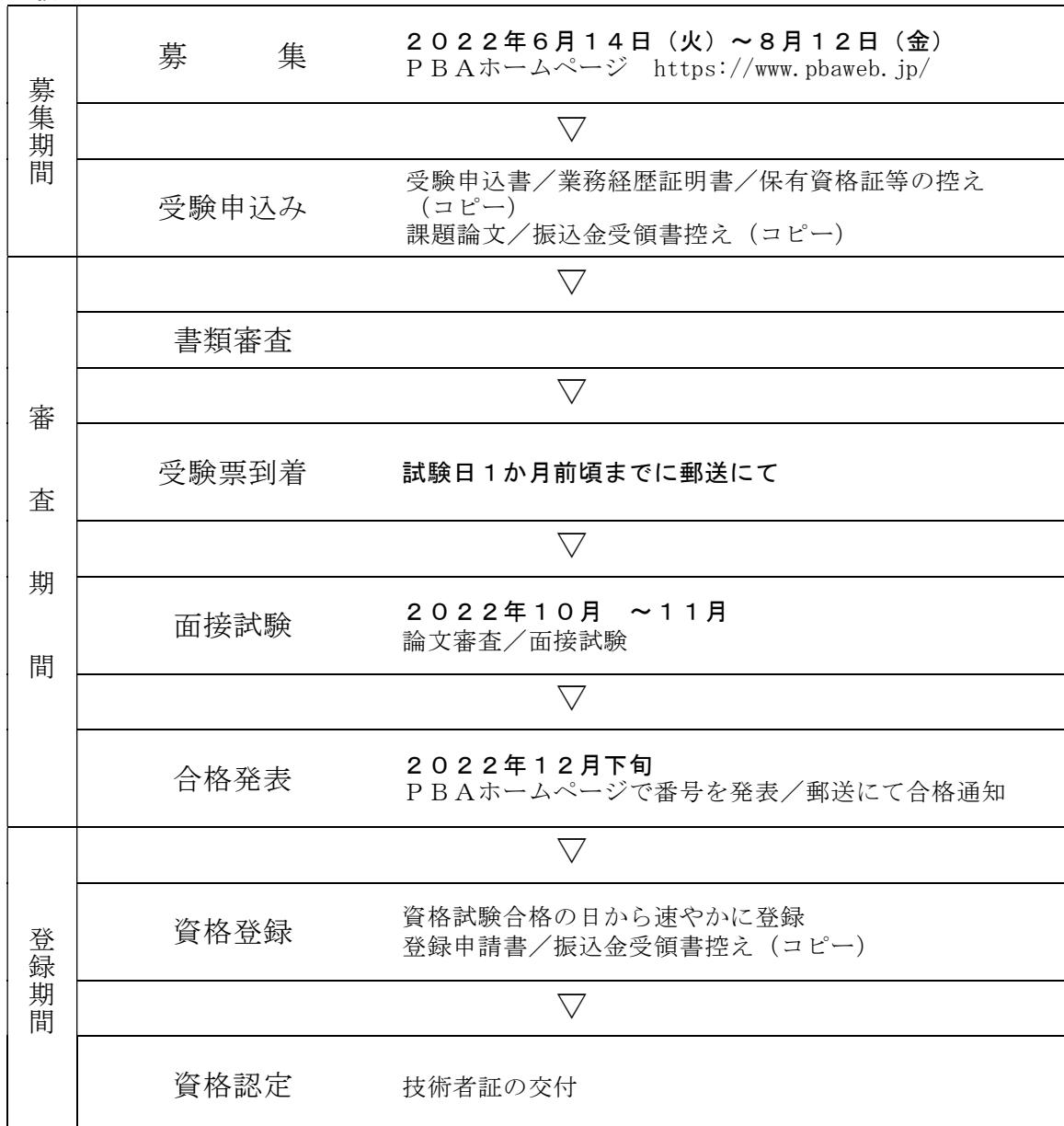
公共建築品確技術者（I）及び公共建築品確技術者（II）の定義は、次のとおりとする。

- ① 公共建築品確技術者（I）：公共建築工事の品質確保に関して高度な技術的専門知識と豊富な実務経験を有する者
- ② 公共建築品確技術者（II）：公共建築工事の品質確保に関して技術的専門知識と実務経験を有する者

資格区分	業務区分	総合評価落札方式等の審査等	発注関係事務			
			設計積算補助	技術審査補助	監督補助	検査補助
公共建築品確技術者（I）	○	○	○	○	○	○
公共建築品確技術者（II）	—	○	○	○	○	○

業務内容	
総合評価落札方式等の審査等	総合評価落札方式等の審査 総合評価落札方式等の導入・制度検討の指導助言
設計積算補助	仕様書及び設計書作成の補助 積算の補助
技術審査補助	入札及び契約方法の選択の補助 事業者の選定に関する評定事務の補助
監督補助	工事監督の補助
検査補助	工事検査の補助 工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務の補助

3. 手続きフロー



4. 公共建築品確技術者資格の登録有効期間

対象者	発効日	失効日
初めて登録する者 ^(※1)	登録日	当該試験の合格日以降の直近の4月1日から起算して3年後の4月1日
(参考) ^(※2) 更新により登録する者	登録日	登録申請日以降の直近の4月1日から起算して3年後の4月1日

※1 今回の試験に合格して登録された方の公共建築品確技術者としての登録の有効期限は、2026年3月31日となります（2026年4月1日に失効）。

※2 (参考) 有効期間内にPBAの開催する更新講習を受講することにより、登録を更新することができます。講習の詳細については、改めてPBAホームページ等で公表します。

「公共建築品確技術者」の受験手続き等について

1. 受験申込書等の受付について

※公共建築品確技術者（I）と（II）の併願及び複数会場での受験はできません。

1) 受付期間

2022年6月14日（火）～8月12日（金） 当日消印有効

※試験会場の都合により、定員になり次第受付を締め切る場合がありますのでPBAホームページでご確認の上お申し込み下さい。

2) 受験申込書等の提出先

受験申込書等を下記へお送りください。

[電子メールで提出する場合]

shiken@pba.or.jp

一般社団法人公共建築協会 事業企画部（資格試験担当）あて

※ 提出された個人情報等は、当協会の個人情報に関する基本方針に則り適切に保管し、試験の実施及び申込者との連絡の目的以外には使用しません。

※ 添付書類はパスワード等で保護して送信されることをおすすめします。

※ 受信確認メールを返信いたします。送信後1週間以内に返信がない場合は担当までご連絡ください。（TEL:03-3523-0382 内野井、佐々木）

[郵便で提出する場合]

〒104-0033 東京都中央区新川1-24-8 東熱新川ビル6階

一般社団法人 公共建築協会 事業企画部（資格試験担当）

3) 申請書類

受験申込書等は、PBAホームページ(<https://www.pbaeb.jp/>)から入手して下さい。

① 受験申込書

- 写真2枚添付（カラー、6ヶ月以内撮影、正面、無帽、無背景、スナップ不可）
(1枚は申込書に貼り、もう1枚については裏面に氏名を記入し、申込書にクリップ止めして下さい。)

② 業務経歴証明書

- 業務経歴証明書は、現在所属する機関（又は所属していた直近の機関）で証明を受けてから提出して下さい。

なお、記載内容が事実と異なると認められた場合は、合格又は登録が取り消されることがありますのでご注意ください。

- 受験資格B要件に該当する資格の資格証のコピー
※ 公共建築品確技術者(I)の受験を申し込む方のみ
- 受験資格B要件 オ) 外部委員の委嘱状のコピー
※ 公共建築品確技術者(I)の受験を申し込む方のみ

③ 課題論文（P8参照）

④ 受験手数料振込金受領書の控え（コピー）（P9参照）

振込銀行：みずほ銀行 新川支店

口座番号：普通 N o. 1052150

口座名義：一般社団法人 公共建築協会

※ 振込の際、必ず振込人名義の前に都市コード（P9試験会場一覧）を付け加えて下さい。（例）東京の場合 → 03ケンチクタロウ

※ 振込手数料は申請者のご負担となります。

2. 受験票の送付について

- ・ 面接試験の受験資格を満たすと認められる方には、受験番号、試験日時、会場、注意事項等を記載した「受験票」を送付します。受験票は受験番号等を確認後、大切に保管し面接試験当日に持参して下さい。
- ・ 面接試験の受験資格を満たしていないと認められる方には、その旨を文書で連絡します。その場合、面接試験は受験できません。
なお、受験手数料は返還いたしませんので、受験資格を十分確認して下さい。ご不明な点については、事前に事務局にお問い合わせください。
- ・ 試験日の1か月前までに受験票が届かない、又は紛失した場合は、速やかにPBAまでご連絡ください。

3. 受験資格要件等

資格試験は、2022年6月30日現在で次の資格要件を満たす者を対象者として実施します。なお、公共建築品確技術者（I）はA・Bの両要件でそれぞれ1項目以上、公共建築品確技術者（II）はA要件で1項目以上該当することが必要です。また、各要件における経験年数は合算することができます。（次ページ参照）

区分		受 験 資 格 要 件	品確技術者（I）	公共建築品確技術者（II）
A 要件	発注関係事務に関する経験の要件	<p>ア) 公共建築工事（別表）の発注機関^(注1)における実務経験のうち、以下の①～②のいずれかの項目に該当する者。</p> <p>①公共建築工事の発注関係事務（品確法第7条に規定する発注関係事務をいう。以下同じ。）に指導的立場^(注2)で5年以上の経験を有する者。</p> <p>②公共建築工事の発注関係事務に担当者として12年以上の経験を有する者。</p> <p>イ) 建設コンサルタント等^(注3)における実務経験のうち、以下の①～⑧のいずれかの項目に該当する者。</p> <p>①公共建築工事の設計業務、積算業務、監督業務又は検査業務（以下、「設計業務等」という。）の管理技術者（当該業務に係る契約の履行に関する管理及び統括を行う者をいう。以下同じ。）として5年以上の経験を有する者。</p> <p>②公共建築工事における総合評価落札方式（品確法第3条第2項に規定する「価格及び品質が総合的に優れた内容の契約」を前提とした入札方式をいう。以下同じ。）に係る技術審査業務^(注4)の管理技術者として5年以上の経験を有する者。</p> <p>③公共建築工事の設計業務等における総合評価落札方式、プロポーザル方式又はそれに準ずる方式（価格以外の技術的要素について評価するものをいう。以下、同じ。）に係る技術審査業務^(注4)の管理技術者として5年以上の経験を有する者。</p> <p>④公共建築工事におけるCM業務^(注5)の管理技術者として5年以上の経験を有する者。</p> <p>⑤公共建築工事における発注関係事務を支援する業務の管理技術者として5年以上の経験を有する者。</p> <p>⑥公共建築工事における事業促進PPP^(注6)の管理技術者又は主任技術者^(注7)として5年以上の経験を有する者。</p> <p>⑦①～⑥の業務の担当技術者として12年以上の経験を有する者。</p> <p>⑧公共建築工事の調査業務又は設計業務の総合評価落札方式、プロポーザル方式又はそれに準ずる方式において技術提案を作成した経験を有し、かつ総合評価落札方式、プロポーザル方式又はそれに準ずる方式により発注された調査業務又は設計業務の管理技術者として5年以上の経験を有する者。</p> <p>ウ) 建設業許可業者における実務経験のうち、以下の①～②のいずれかの項目に該当する者。</p> <p>①公共建築工事の主任技術者（建設業法第26条第1項に定める者をいう。以下同じ。）又は監理技術者（建設業法第26条第2項に定める者をいう。以下同じ。）として5年以上の経験を有する者。</p> <p>②公共建築工事の施工管理に関する担当者として12年以上の経験を有する者。</p>	1項目以上該当	1項目以上該当

		一級建築士、建築設備士、電気主任技術者（第一種、第二種、第三種）、建築積算士又は1級施工管理技士（建築、電気工事、管工事）の資格を有し、かつ、以下の要件のうち1項目以上に該当すること。 ア) 公共建築工事（別表）の発注機関 ^(注1) において総合評価落札方式、プロポーザル方式又はそれに準ずる方式に係る審査事務に指導的立場 ^(注2) で2年以上の経験を有する者。 イ) 建設コンサルタント等 ^(注3) における実務経験のうち、以下の①～⑦のいずれかの項目に該当する者。 ①公共建工事における総合評価落札方式に係る技術審査業務 ^(注4) の管理技術者として2年以上の経験を有する者。 ②公共建工事の設計業務等における総合評価落札方式、プロポーザル方式又はそれに準ずる方式に係る技術審査業務 ^(注4) の管理技術者として2年以上の経験を有する者。 ③公共建工事におけるCM業務 ^(注5) の管理技術者として2年以上の経験を有する者。 ④公共建工事における発注関係事務を支援する業務の管理技術者として2年以上の経験を有する者。 ⑤公共建工事の調査業務又は設計業務の総合評価落札方式、プロポーザル方式又はそれに準ずる方式において技術提案を作成した経験を有し、かつ総合評価落札方式、プロポーザル方式又はそれに準ずる方式により発注された調査業務又は設計業務の管理技術者として2年以上の経験を有する者。 ⑥公共建工事における事業促進PPP ^(注6) の管理技術者又は主任技術者 ^(注7) として2年以上の経験を有する者。 ⑦①～⑥のいずれかの管理技術者等を指導する立場 ^(注8) で2年以上の経験を有する者。 ウ) 建設業許可業者における実務経験のうち、以下の①又は②のいずれかの項目に該当する者。 ①公共建工事の総合評価落札方式において技術提案を作成した経験を有し、かつ総合評価落札方式により発注された公共建工事の監理技術者として2年以上の経験を有する者。 ②①の監理技術者を指導する立場 ^(注9) で2年以上の経験を有する者。 エ) 公共建築品確技術者（II）の登録を行った者であって、B要件のア)～ウ)に掲げるいずれかの経験を1年以上有する者。 オ) 公共建築工事の発注機関 ^(注1) における総合評価落札方式、プロポーザル方式又はそれに準ずる方式に係る委員会の外部委員 ^(注10) としての委嘱された期間が1年以上ある者。	1項目以上該当	不要
--	--	--	---------	----

区分	経験年数の合算
A要件	ア) の①、イ) の①～⑥及び⑧並びにウ) の①の経験年数は合算することができ、5年以上とする。 ア) ②、イ) ⑦、ウ) ②の経験年数は合算することができ、12年以上とする。（管理技術者等 ^(注) の5年未満の経験についても合算できる。）
B要件	ア)、イ)、ウ) の経験年数は合算することができ、2年以上とする。ただし、エ)の場合においては、ア)、イ)、ウ) の経験年数は合算することができない。

※経験年数の算定に当たって、同期間に複数の業務を担当した場合については、重複して期間を合算することはできない。

（注）発注者としての指導する立場、施工業者としての管理技術者としての経験をいう。

（別表）

- | | | |
|---------|-----------|-----------|
| 1) 建築工事 | 2) 電気設備工事 | 3) 機械設備工事 |
|---------|-----------|-----------|

- (注 1) 公共建築工事の発注機関とは、入契法第 2 条第 2 項に規定する国、地方公共団体及び特殊法人等（首都高速道路（株）、新関西国際空港（株）、中間貯蔵・環境安全事業（株）、中日本高速道路（株）、成田国際空港（株）、西日本高速道路（株）、阪神高速道路（株）、東日本高速道路（株）、本州四国連絡高速道路（株）、沖縄科学技術大学院大学学園、日本中央競馬会、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、（独）空港周辺整備機構、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構、（独）国際協力機構、（独）国立科学博物館、（独）国立高等専門学校機構、（独）国立女性教育会館、（独）国立青少年教育振興機構、（独）国立美術館、（独）国立文化財機構、（独）自動車事故対策機構、（独）中小企業基盤整備機構、（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構、（独）都市再生機構、（独）日本学生支援機構、（独）日本芸術文化振興会、（独）日本高速道路保有・債務返済機構、（独）日本スポーツ振興センター、（独）水資源機構及び（独）労働者健康安全機構）並びに国立大学法人、（独）国立病院機構、地方共同法人日本下水道事業団、地方道路公社法に基づく地方道路公社、地方住宅供給公社法に基づく地方住宅供給公社及び公有地の拡大の推進に関する法律に基づく土地開発公社をいう。
- (注 2) 指導的立場とは、公共建築工事の発注機関において当該事務を管理及び統括する立場をいう。
- (注 3) 建設コンサルタント等とは、公共建築工事の発注機関^(注 1)から建設コンサルタント業務等を受注した実績のある法人をいう。
- (注 4) 技術審査業務とは公共建築工事又は公共建築工事の設計業務等の発注資料の作成から技術資料の分析・整理までの一連の業務をいう。
- (注 5) CM業務とは、建設生産に関わるプロジェクトにおいて、コンストラクションマネージャー（CMR）が、技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立って、設計・発注・施工の各段階において、設計の検討や工事発注方式の検討、工程管理、品質管理、コスト管理などの各種のマネジメント業務の全部又は一部を行うものをいう（平成 14 年 2 月：CM 方式活用ガイドライン）。
- (注 6) 「事業促進 PPP」とは、事業促進を図るため、直轄職員が柱となり、官民がパートナーシップを組み、官民双方の技術者が有する多様な知識・豊富な経験を融合させながら、事業全体計画の整理、測量・調査・設計業務等の指導・調整等、地元及び関係行政機関等との協議、事業管理等、施工管理等を行う方式をいう（平成 31 年 3 月（令和 3 年 3 月一部改正）：国土交通省直轄の事業促進 PPP に関するガイドライン）。
- (注 7) 「主任技術者」とは、事業促進 PPP において管理技術者のもとで業務の執行にあたり、主に技術上の監理をつかさどる者で、受注者が定めた者（管理技術者、担当技術者を除く）をいう。
- (注 8) 指導する立場とは、当該管理技術者を管理及び統括する立場をいう。
- (注 9) 指導する立場とは、当該監理技術者を管理及び統括する立場をいう。
- (注 10) 外部委員とは当該委員会を設置した公共建築工事の発注機関に所属していない委員をいう。

[参考] 品確法第 7 条（発注者等の責務）

第 7 条 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、公共工事等の仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事等の監督及び検査並びに工事等の実施中及び完了時の施工状況又は調査等の状況（以下「施工状況等」という。）の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。（以下略）

4. 課題論文

受験する資格に応じて、次のとおり論文を提出して下さい。他の受験者の論文等を模写したことが判明した場合は合格又は登録を取り消します。

受験資格と提出論文の種類

論文の種類	(論文1)	(論文2)	(論文3)	(論文4)
公共建築品確技術者（I）	○	○	—	—
公共建築品確技術者（II）	—	—	○	○

※課題論文（論文1）：公共建築工事の品質確保についての実務経験に関する論文

（論文2）：公共建築工事の総合評価落札方式等についての高度な知識に関する論文

（論文3）：公共建築工事の発注関係事務についての実務経験に関する論文

（論文4）：公共建築工事の品質確保についての基本的知識に関する論文

1) 公共建築品確技術者（I）受験の場合

申請時に以下の課題論文（2種類）を提出して下さい。なお、様式はPBAのホームページからダウンロードしてください。

（論文1）あなたの経験で受験資格要件のB要件にあたる経歴（業務経歴証明書に記載のもので、1年以上の経験を有するものに限る。）のうち、公共建築工事（業務を含む）の品質確保に関して、あなたが特に関心を持って取り組んだ一事例（例えば、工事又は業務の特性や地域の実情に応じた適切な入札契約方式や評価項目の選択、現場条件に応じて適切な技術投入又は工夫等により品質を確保した事例や、品確法に規定する発注者又は受注者の責務に留意した事例等）について、その事務又は工事（業務を含む）の概要、直面した課題並びに課題に対してあなたがとった処置及びその理由についてできるだけ具体的に記述して下さい。

[B要件の経歴番号・立場について記号で記載の上、概要400字以内厳守（320字以上）、課題・処置等2,000字以内厳守（1,600字以上）]

（論文2）公共建築工事（業務を含む）の総合評価落札方式、プロポーザル方式又はそれに準ずる方式（価格以外の技術的要素について評価するもの。以下同じ。）における入札契約手続に関する課題及びその課題に対する改善策についてその根拠や理由を明確にした上で、あなたの考えを記述して下さい。

[2,000字以内厳守（1,600字以上）]

2) 公共建築品確技術者（II）受験の場合

申請時に以下の課題論文（2種類）を提出して下さい。なお、様式は別添のとおりです。

（論文3）あなたの経験で受験資格要件のA要件にあたる経歴（業務経歴証明書に記載のもので、1年以上の経験を有するものに限る。）のうち、公共建築工事（業務を含む）の品質確保に関して、あなたが特に関心を持って取り組んだ一事例（例えば、工事又は業務の特性や地域の実情に応じた適切な入札契約方式や評価項目の選択、現場条件に応じて適切な技術投入又は工夫等により品質を確保した事例や、品確法に規定する発注者又は受注者の責務に留意した事例等）について、その事務又は工事（業務を含む）の概要、直面した課題並びに課題に対してあなたがとった処置及びその理由についてできるだけ具体的に記述して下さい。

[A要件の経歴番号・立場について記号で記載の上、概要400字以内厳守（320字以上）、課題・処置等2,000字以内厳守（1,600字以上）]

（論文4）令和元年6月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」について、改正の目的と改正のポイントを簡潔に記述して下さい。

[2,000字以内厳守（1,600字以上）]

3) 提出論文の一部免除

公共建築品確技術者（II）の資格を有する者が、公共建築品確技術者（I）の資格試験を受験される場合、「論文1」の提出が免除されます。

5. 試験の方法及び受験手数料

試験の方法及び受験手数料は、以下のとおりです。()書はPBAの個人会員

資格区分	試験の方法		受験手数料(消費税込)
公共建築品確技術者 (I)	論文免除 のない場合	書類審査、面接試験 論文審査(論文1、2提出)	16,500円 (11,000円)
	論文免除 のある場合	書類審査、面接試験 論文審査(論文2提出)	13,200円 (7,700円)
公共建築品確技術者 (II)	書類審査、面接試験 論文審査(論文3、4提出)		16,500円 (11,000円)

※納付された受験手数料は、書類審査において受験資格を満たさない場合、あるいは面接試験を受けない場合においても返還いたしません。

6. 面接試験

面接試験では、受験申込み時に提出された業務経歴証明書、課題論文を基にその記述内容及びその理解度等について確認審査を行うとともに、公共建築品確技術者としての実務経験、知識、適格性等について口頭試問を行います。

1) 面接試験日程及び試験会場

面接試験日程及び試験会場は、PBAホームページ (<https://www.pba-web.jp/>) にて公表します。

受験者ごとの面接試験の日時については、受験票（試験日の1か月前までに送付予定）にて各受験者個人で確認してください。なお、試験当日は面接試験時間の15分前までに受け付けをすませて下さい。

都市(都市コード)	面接試験日程	試験会場
札幌市(01)	10/15(土)	(一社)公共建築協会 北海道地区事務局
仙台市(02)	10/29(土)	ハーネル仙台
東京都(03)	10/1(土)	(一社)公共建築協会
新潟市(04)	10/8(土)	(一社)公共建築協会 北陸地区事務局
名古屋市(05)	10/8(土)	ウインクあいち
大阪市(06)	10/22(土)	(一社)公共建築協会 近畿地区事務局
広島市(07)	10/15(土)	RCC文化センター
高松市(08)	10/29(土)	サン・イレブン高松
福岡市(09)	11/5(土)	リファレンス駅東ビル
浦添市(10)	10/22(土)	沖縄水産会館

2) 面接試験の注意事項等

①持参するもの

- 受験票
- 受付で本人等確認をする場合がありますので、写真付き身分証明書（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、社員証等の顔写真が確認出来るもの）を用意して下さい。

②注意事項

- 受験時は、試験官の指示に従って下さい。
- 試験会場では、駐車場を用意しておりません。公共交通機関をご利用下さい。

7. 合格者の発表

PBAホームページで合格者の受験番号を発表するとともに、受験者に合否の通知を送付いたします。なお、公共建築品確技術者の認定には、登録が必要となります。登録申請を行つて下さい。

「公共建築品確技術者資格試験合格者」 の登録手続きについて

公共建築品確技術者の資格試験合格者は、合格通知に同封の申請書にて登録申請を行って下さい。

1. 登録申請の受け付けについて

1) 受付期間

試験に合格した日（合格通知の発行日）から速やかに登録してください。

2) [電子メールで提出する場合]

shiken@pbaf.or.jp

一般社団法人公共建築協会 事業企画部（資格試験担当）あて

※ 提出された個人情報等は、当協会の個人情報に関する基本方針に則り適切に保管し、試験の実施及び申込者との連絡の目的以外には使用しません。

※ 添付書類はパスワード等で保護して送信されることをおすすめします。

※ 受信確認メールを返信いたします。送信後1週間以内に返信がない場合は担当までご連絡ください。（TEL:03-3523-0382 内野井、佐々木）

[郵便で提出する場合]

〒104-0033 東京都中央区新川1-24-8 東熱新川ビル6階

一般社団法人 公共建築協会 事業企画部（資格試験担当）あて

3) 登録手数料 4,400円（消費税込）

4) 登録申請書類

①登録申請書（合格通知に同封）

②登録手数料の振込金受領書の控え（コピー）

振込銀行：みずほ銀行 新川支店

預金口座：普通 N o. 1052150

口座名義：一般社団法人 公共建築協会

※ 振込の際、必ず振込人名義の前に都市コードを付け加えて下さい。

（例）東京の場合 → 03ケンチクタロウ

※ 振込手数料は申請者のご負担となります。

※都市コード

札幌市 01	、仙台市 02	、東京都 03	、新潟市 04	、名古屋市 05
大阪市 06	、広島市 07	、高松市 08	、福岡市 09	、那覇市 10

③公共建築工事品質確保にかかる発注者支援協力 調査票

5) 登録申請に係る留意事項

次に掲げる事項に該当する方は登録することができません。

① 成年被後見人又は被保佐人。

② 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがな
くなった日から2年を経過しない者。

③ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分を受けた日から2年を経過しない者。

2. 技術者証の交付について

申請書及び登録手数料振込みを確認後、技術者証を郵送します。（簡易書留便）

3. 登録の有効期限について

- ① 今回の試験に合格して登録された方の公共建築品確技術者としての登録有効期限は、登録申請の時期にかかわらず、2026年3月31日となります（2026年4月1日に失効）。有効期間内にPBAの開催する更新講習を受講することにより、登録を更新することができます。
- ② 更新講習の詳細については、改めてPBAホームページ等で公表します。
- ③ PBAは、登録を更新しなかった方の登録を抹消します。ただし、登録の失効日から1年間については、規定の講習を受講し更新についての申請を行うことにより、登録の抹消を取り消し、再登録することができます。この場合、登録の有効期間は、1年間短縮となります。
- ④ PBAは、登録者が次に掲げる事項に該当する場合には、登録を抹消するものとします。
 - 一 前記1の5）(P10)の各項に該当する事実が判明したとき。
 - 二 資格試験、登録及び登録の更新に必要な書類等に虚偽があったことが判明したとき。
 - 三 技術者証の改ざん、その他不正使用をしたことが判明したとき。
 - 四 その他、公共建築品確技術者として著しく信用を失墜する行為等があったことが判明したとき。
- ⑤ PBAは、上記④の規定に基づいて、登録を抹消した時は、遅滞なく本人に抹消理由を付して文書により通知するものとします。
- ⑥ 登録を抹消された方は、遅滞なく技術者証を返納しなければなりません。
- ⑦ ④の規定に基づいて、登録を抹消された方は、抹消後3年間は資格試験を受けることができません。

《問い合わせ窓口》

一般社団法人 公共建築協会 事業企画部（資格試験担当） 内野井、佐々木

〒104-0033 東京都中央区新川1-24-8 東熱新川ビル6階

TEL 03-3523-0382 FAX 03-3523-1827

MAIL: shiken@pba.or.jp

ホームページ: <https://www.pbaeb.jp/>